

Q13	私は、浜松市立中学校で、対象となる任用形態の臨時的任用の教員等として合計4年の実務経験がありますが、そのうち2年間は発達支援学級の担任をしていました。「発達支援推進教員(中学校)」を特別選考B-エで受験することは可能でしょうか？また、「中学校教員」を第2希望として併願受験する場合は、教科専門試験を受ける必要があるのでしょうか？	A	特別選考B-エで受験するために必要な3年間の実務経験をもつとともに、「発達支援推進教員」の受験に必要な2年以上の特別支援教育担当者としての経験がありますので、受験することが可能です。「中学校教員」と併願受験する場合も、第1希望と同じ学校種であるため、教科専門試験を受ける必要はありません。
Q14	私は、前年度、小学校教員区分で補欠となりました。今年度、小学校教員区分を特別選考Aで受験する予定ですが、中学校教員(教科)区分を併願受験することはできますか？	A	できます。ただし、補欠となった小学校教員区分の第1次選考試験は免除となりますが、中学校教員(教科)区分の教科専門試験(教科によって筆記又は実技のいずれか)は実施します。なお、発達支援推進教員(小学校)区分を併願受験する場合は、同じ校種のため追加して実施する試験項目はありません。

◆勤務実績証明書について

Q15	令和3年3月まで、2年連続してA校で臨時的任用の教員等をし、この4月からB校で勤務しています。勤務実績証明書を提出したいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか？	A	勤務実績の対象は、令和3年3月末までの勤務ですので、この場合はA校の校長に連絡をしてください。勤務実績証明書作成の依頼をし、承諾をいただいた段階で、様式を学校へ送付してください。このとき、厳封で返送してもらうことも忘れずに依頼してください。
Q16	勤務実績証明書を提出したいと思いますが、勤務していた時の校長が転任(又は退職)していました。どうしたらよいでしょうか？	A	このことを勤務していた学校の現在の校長に伝えてください。当時の勤務の様子から、現在の校長が作成します。
Q17	複数の学校で通算12か月以上臨時的任用の教員等をしました。この場合、勤務実績証明書はどの学校で作成してもらえばよいでしょうか？	A	任用期間が一番長い学校の校長に作成を依頼してください。

◆その他

Q18	合格できなかった場合、自分の試験結果を詳しく知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか？	A	第1次選考試験で不合格となった方には、結果通知の発送時に簡易的な結果総合ランク(不合格者の中でのランクをABCの3段階で表したもの)をお知らせします。第2次選考試験で不合格となった方には、簡易的な結果総合ランク(それぞれの試験項目ごとに不合格者の中でのランクをABCの3段階で表したもの)を知るための案内を結果通知の発送時に示しますので確認してください。また、不合格となった方で個人成績の詳細について知りたい方には、合格発表日以後1年間に限り、本人の申請に基づいてお知らせします。詳しくはお問い合わせください。
Q19	浜松市立小・中学校教員の勤務条件はどのようになっていますか？	A	(勤務時間・休暇について) ・勤務時間は1日7時間45分、週38時間45分です。 ・日曜日・土曜日を週休日、祝日・年末年始(12/29~1/3)を休日としています。この他に学校ごとに閉庁日を設けています。 ・年次休暇については、年間20日(新規採用教員については原則として15日)の付与があり、最大で20日分、翌年に繰り越すことができます。 ・私傷病休暇の他、産前産後休暇・夏季休暇といった特別休暇や介護休暇などがあります。 (給与について) 初任給は以下の通りです。 ○大学院修了:約257,000円 ○大学 卒業:約233,000円 ○短大 卒業:約208,000円 ※ 教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当、特例給料月額を含みます。 ※ 6月と12月に期末手当、勤勉手当を支給します。 ※ この他、通勤手当や住居手当等、個人の実情に応じて手当を支給します。
Q20	浜松市で臨時的任用の教員として勤務したいのですが、手続きの仕方を教えてください。	A	登録制となっています。必要な免許状をもっている方、取得見込みの方であれば、いつでも登録ができます。浜松市教育委員会教職員課(053-457-2414)に連絡し、指示を受けてください。志願票の臨時的任用の教員としての登録希望の欄に、希望「有」に○をつけた場合、浜松市教育委員会から連絡することがあります。

令和4年度採用(令和3年度実施)

浜松市立小・中学校教員採用選考試験要項

出願期間

令和3年4月5日(月)から5月14日(金) ※消印有効

試験期日

第1次選考試験

令和3年7月 3日(土) 4日(日)

試験期日

第2次選考試験

令和3年8月17日(火)18日(水)

令和3年4月 浜松市教育委員会

浜松で先生をやらまいか！



出世大名
家康くん
©浜松市

1 選考試験の目的

この選考試験は、令和4年度浜松市立小・中学校教員の採用にあたり、選考資料を得るために実施します。また、**この選考試験は任期付教員の選考(P6参照)を兼ねるもの**とします。

2 選考試験実施区分(以下「試験区分」という)、採用予定数、教科等

試験区分	教科等	採用予定数
小学校教員		90人程度
中学校教員	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	各教科合計 60人程度
発達支援推進教員	小・中学校のいずれかの希望する試験区分の教科等 ※小・中学校において主に発達支援教育(特別支援教育)に携わる教員	10人程度
養護教諭	小・中学校の養護教諭	若干名
障がい配慮した選考	小・中学校教員、発達支援推進教員、養護教諭いずれかの希望する試験区分の教科等	若干名 (上の採用予定数に含む)

※ 採用予定数は、令和3年4月1日現在の人数です。実際の合格者数とは異なることがあります。

3 受験資格

次の(1)から(3)のすべての要件を満たす方が受験できます。

- (1) 昭和37年4月2日以降に生まれた方
- (2) 地方公務員法第16条の欠格事項及び学校教育法第9条の欠格事由に規定する以下の欠格事項に該当しない方
 - ① 禁錮以上の刑に処せられた者又は刑の執行中の者
 - ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間
 - ② 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - ③ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - ④ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ⑤ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 試験区分ごとに、令和4年4月1日時点で有効な、次の表に示す必要とする免許状を有する方又は取得見込みの方、発達支援推進教員区分に関しては要件に該当する方

試験区分	必要とする免許状 及び 要件
小学校教員	○小学校教諭普通免許状
中学校教員	○受験する教科の中学校教諭普通免許状
発達支援推進教員 (P3☆参照)	○小学校教諭普通免許状又は教科についての中学校教諭普通免許状 ○上の免許状に加え、次のア又はイに当てはまる方 ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得又は取得見込みの方 (特別専攻科に進学し、特別支援学校教諭普通免許状を取得予定の方を含む) イ 特別支援教育担当者としての経験のある方 「特別支援教育担当者としての経験」とは、次のいずれかの場合を指します。 ・ 特別支援学校において、臨時的任用の教員として、令和2年度に勤務経験を有し、かつ、直近の2年間で12か月以上勤務した方 ・ 国公立学校において特別支援教育に携った経験が2年以上ある方(小・中学校の特別支援学級(浜松市では発達支援学級)の担任、通級指導教室担当、特別支援学校での教職経験) ※ 発達支援教育指導員、学習支援員、スクールヘルパー等は対象となりません。
養護教諭	○養護教諭普通免許状
障がい配慮した選考	○小・中学校教員、発達支援推進教員、養護教諭いずれかの希望する試験区分に必要な免許状及び要件 ○「障がい配慮した選考申請書」の提出ができる方 「障がい配慮した選考申請書」には下のいずれかの写しを添付していただきます。 ・ 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(児童相談所、知的障害更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書等) ※ 試験における配慮の内容が決定したら、受験者に通知をします。

☆「発達支援推進教員」について

- ア 浜松市立小・中学校において、市の発達支援教育の理念を踏まえ、主に発達支援教育(特別支援教育)の推進に携わる教員です。
- イ 採用時の身分(補職名)は原則として教諭です。
- ウ 採用後、発達支援推進教員として担うことが期待される主な校内分掌等
 - 発達支援学級(特別支援学級)担任
 - 通級指導教室担当
 - 発達支援教育コーディネーター
 ※ 通常の学級の学級担任、教科担任を行うこともあります。

4 選考と採用

- (1) 後掲「5 選考の種類」に基づく選考試験を行い、最終合格者を新規採用候補者とします。
- (2) 新規採用候補者としての名簿登載期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。
- (3) 新規採用候補者となっても、次の場合は採用候補者名簿への登載を取り消します。
 - ア 必要とする免許状を取得見込みの方が、令和4年4月1日までに取得できない場合や、卒業遅延の場合
 - イ 所有する免許状の有効な状態を保持できない場合
 - ウ 志願票等の提出書類の内容に虚偽があった場合
 - エ 地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に相当する行為があった場合
 - オ 前掲「3 受験資格」を満たさなくなった場合や満たさなくなったことが判明した場合
- (4) 採用の日から1年間(養護教諭は6か月間)は条件付採用であり、この間良好な成績で職務を遂行したと認められたとき、正式採用となります。
- (5) 新規採用候補者となった方は、健康な状態で勤務していただくために健康診断を受け、その結果を浜松市教育委員会指定の様式で提出していただきます。
- (6) 日本国籍を有しない方は、任用の期限を付さない常勤講師として採用します。
- (7) 令和4年度新規採用教員補欠となった方は、原則として、その期間は令和4年2月28日までとします。

5 選考の種類

(1) 選考の種類

選考には、以下の種類があります。第1次選考試験において資格要件を満たすものを選択して受験することができます。

選考の種類	対象者(資格要件等)		第1次選考試験 受験項目	
一般選考	前掲3の受験資格を満たす方であれば、どなたでも一般選考を選択できます。		①教職・一般教養 ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査	
特別選考A	前年度補欠者	令和3年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験を受験し「 補欠 」となった方。ただし、補欠となった試験区分(中学校教員区分においては教科)での受験に限ります。	④適性検査	
特別選考B	ア	他都市現職教諭(実務経験2年以上)	国公立学校の教諭・養護教諭(任用の期限を付した教諭等は含まない)として令和3年4月1日現在在籍し、令和3年3月31日時点での 実務経験が2年以上の方 ※1	③個人面接 ④適性検査
	イ	前年度第1次選考試験合格者	令和3年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験 第1次選考試験に合格した方	②教科専門 ③個人面接 ④適性検査
		他都市現職教諭(実務経験2年未満)	国公立学校の教諭・養護教諭(任用の期限を付した教諭等は含まない)として令和3年4月1日現在在籍し、令和3年3月31日時点での 実務経験が2年未満の方	③個人面接 ④適性検査
	ウ	元教諭又は臨時的任用の教員等	以下のa～cのうち1つの条件を満たす方 a: 国公立学校の教諭・養護教諭(任用の期限を付した教諭等は含まない)として通算12か月以上の実務経験を有する方 b: 国公立学校において、 対象となる任用形態の講師等 ※2で、令和2年度に勤務経験を有し、かつ、直近の2年間で通算12か月以上勤務した方 c: 静岡県内教育施設(浜松市教育センター、浜松市かわな野外活動センター、観音山少年自然の家、浜松科学館、三方原学園等)の職員として令和2年度に通算10か月以上勤務した方	①教職・一般教養 又は課題作文の いずれかを選択 ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査
エ	浜松市の臨時的任用の教員等(実務経験3年以上)	浜松市立小・中学校において対象となる任用形態(※2) で、令和2年度に勤務実績を有し、かつ、令和3年3月31日時点で 実務経験が3年以上の方	③個人面接 ④適性検査	
特別選考C	大学等推薦者	浜松市立小・中学校教員を 第一志望 とする方のうち、浜松市教育委員会が指定した大学等から推薦を受け、教育委員会の選考の結果「特別選考C」の対象者として認められた方 ○ 本人の希望のみでは受験できません。	③個人面接 ④適性検査	
特別選考D	国際貢献活動経験者	国際協力機構(JICA)が規定する青年海外協力隊、日系社会青年海外協力隊で、原則として継続した2年間の活動実績を有する方	①教職・一般教養 又は課題作文の いずれかを選択 ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査	

※1 「実務経験」とは、在籍した年数から、休業、休職等の期間を差し引いた実際に勤務した期間をいいます。P15 Q&A9、11参照

※2 「対象となる任用形態の講師等」について

対象となる任用形態の講師等は以下の通りです。

ア 任用の期限を付した教諭等(任期付教員)

イ 臨時的任用職員(臨時的任用の教員)

・産休代替・育休代替・同行休代替・休職代替・私傷病休等代替・介護休代替・研修代替

・少人数学級編制等・その他の臨時的任用職員(欠員補充等)等

ウ 非常勤講師等(単独で教科指導を行い、週10時間以上の勤務があるもの)

・初任者研修実施(特例校指導教員軽減)・小学校専科指導充実(理科)・主幹教諭軽減

・はままつ式少人数学級編制・小規模小学校支援等

これらの名称は、令和2年度において「浜松市教育委員会」で任用される臨時的任用職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する要綱及び「浜松市教育委員会」で任用される会計年度任用職員の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する要領(報酬が時間額で定められた職員)に定めるものです。それ以外の要綱等により任用されていた場合(他団体における任用も含む)「特別選考B-ウ」の対象となるかについてはお問い合わせください。

☆特別選考C「大学等推薦特別選考」について

ア 浜松市教育委員会が指定した大学等から推薦を受けた方が対象となります。(指定の有無は大学等から通知があります。)

イ 浜松市の教員を**第1希望**とする方を対象とします。

ウ 令和4年3月に大学(大学院)又は教職大学院を卒業(修了)見込みの方を対象とします。

エ 志願に必要な書類(P11、12参照)全てを封筒に入れて、大学等に提出してください。大学等が取りまとめて出願します。

オ 選考の結果、特別選考Cの対象となった方は、第1次選考試験の「教職・一般教養試験」「教科専門試験」を免除します。

カ 特別選考Cでの受験の可否は、受験票の発送時に通知します。特別選考Cの対象とならなかった場合は、一般選考での受験となります。

キ 詳細は、各大学等の担当者に確認してください。

(2) 特色ある募集

※ 特例を受けるには志願票の該当欄に記入する必要があります。

【障がい配慮した選考区分】

障がいのある方で希望する場合は、「障がい配慮した選考」区分での選考を行います。(選考の種類は、5(1)の表の中から選択していただきます。)

＜実施方法・配慮事項等＞

・ 一般選考又は特別選考A～Dと同様の試験を行います。選考は別に行います。

・ 第1次選考試験における「教職・一般教養試験」を「課題作文(これまでの経験に基づくテーマ)」に代えることができます。

・ 具体的な試験の実施方法等は、提出していただいた「障がい配慮した選考申請書」の内容を踏まえて検討し、障がいにより受験者が不利にならないように配慮します。

・ 実施方法等が決定したら、受験者に通知します。

【大学院在学者・進学者、特別専攻科進学者に対する特例】

次のアからウに該当する方で希望する方が第2次選考試験に合格した場合、採用候補者としての名簿登載期間を変更することができます。

- ア 学校教育法に基づく大学院修士課程に在籍する方(教職大学院、一般の大学院を問いません。)
- イ 学校教育法に基づく大学院修士課程に進学する方(教職大学院、一般の大学院を問いません。)
- ウ 学校教育法に基づく大学の専攻科に進学する方(特別支援学校教諭免許状取得を目的としたものに限りません。)

※ 希望する場合は、志願票の該当する欄に記入してください。

※ 第2次選考試験に合格した場合、結果通知とともに「採用候補者名簿登載期間の変更願」を送付します。その変更願に必要事項を記入し、必要書類を添えて浜松市教育委員会に提出してください。変更願を受け、浜松市教育委員会が変更を認めた場合、「名簿登載期間変更決定通知書」を伝達します。

※ この特例により出願し合格した方が、修了予定年月までに修士課程又は専攻科を修了しない場合は、採用候補者名簿への登載を取り消します。

【バイリンガル選考】

日常生活や学校において必要なポルトガル語又はスペイン語を理解し、それぞれを母語とする人とのコミュニケーションのスキルについて、実技面接を希望する方は、第1次選考試験2日目の個人面接前又は終了後に、ポルトガル語又はスペイン語による特別面接を加えて行います。この特別面接の評価により最大10点を第1次選考試験の総合点に加点します。

【再採用希望教員選考】

次のアとイの両方に該当する方は、第1次選考試験の全てを免除し、第2次選考試験において特別の面接を行います。

- ア 浜松市教育委員会が任命権を有する教員等であった方で、要介護者を介護するため、やむを得ず自己都合退職(離職)し、離職時に、再び採用されることを所定の方法で届け出た方(再任用、臨時的任用の教員等の方は除きます。)
- イ 再採用を希望する年度の教員採用選考試験募集期間までに志願書(浜松市教育委員会教員採用選考試験における再採用希望教員選考に係る取扱要綱様式第3号)を提出した方

※ 対象の方は、詳細についてお問い合わせください。(教職員課 053-457-2414)

(3) 任期付教員の採用について

任期付教員とは、育児休業や配偶者同行休業を取得する教員の代替として、又は欠員を補充するために勤務する教員で、正規教員と同様の職務に従事します。任期が決まっていること以外、給与、勤務時間等の勤務条件については、原則として正規教員と同様の扱いになります。任期付教員候補者名簿への登載期間は3年間で、名簿登載・任用中であっても浜松市立小・中学校教員採用選考試験の受験は可能です。詳しくは、浜松市公式ホームページにて確認をしてください。

任期の定めのない教員(正規教員)を希望せず、任期付教員のみを希望する場合も、志願票の記入欄に記入してください。

- ① 前掲「5 選考の種類」に基づく選考試験を行い、合格者を任期付教員候補者とします。
- ② 任期付教員候補者としての名簿登載期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとします。
- ③ 任期付教員候補者となっても、次の場合は候補者名簿への登載を取り消します。
 - ア 必要とする免許状を取得見込みの方が、令和4年4月1日までに取得できない場合や、卒業遅延の場合
 - イ 所持する免許状の有効な状態を保持できない場合
 - ウ 志願票等の提出書類の内容に虚偽があった場合
 - エ 公務員としての信用失墜行為があった場合
 - オ 前掲「3 受験資格(2)」の欠格事項に該当した場合
- ④ 日本国籍を有しない方は、常勤講師として採用します。名簿登載期間は②と同様です。

6 試験項目と試験内容

<第1次選考試験>

選考の種類により、下表の試験及び面接、検査を行い、第1次選考試験合格者を決定します。

(1) 選考の種類と試験項目

選考の種類	試験項目	①		②	③	④	*
		教職・一般教養	課題作文	教科専門	個人面接	適性検査	特別面接
一般選考		○	—	○	○	○ Web実施 (受験票発送時に指定する期日で実施)	—
特別選考A		—	—	—	—		—
特別選考B	ア	—	—	—	○		—
	イ	—	—	○	○		—
	ウ	△		○	○		—
	エ	—	—	—	○		—
特別選考C		—	—	—	○	—	
特別選考D		△		○	○	—	
*バイリンガル選考	該当する選考の種類試験項目に加え、特別面接を実施します						◎
障がい配慮した選考	該当する「選考の種類」の試験項目を実施します ※ 「障がい配慮した選考申請書」をもとに必要な配慮をします						

<記号の見方> ○:必須 △:選択 ◎:他の試験項目に加えて行う

(2) 試験内容

試験項目		試験内容	
①	教職・一般教養試験 (60分)	○教育原理・教育心理・教育関係法規に関する教職専門試験 ○人文・社会・自然科学等に関する一般教養試験	
	課題作文 (60分)	○特別選考B-ウ:「教育実践に基づくテーマ」 ○特別選考D:「国際貢献活動経験に関するテーマ」 ○障がいに配慮した選考:「これまでの経験に基づくテーマ」	
②	教科専門 試験 (80分)	小学校 (小学校発達支援 推進教員)	○小学校全教科に関する専門試験(6教科実施) ・国語、社会、算数、理科の4教科は必須 ・音楽、図画工作、体育、家庭、外国語活動・外国語から2教科選択
		中学校 (中学校発達支援 推進教員)	○受験する教科に関する専門試験 ※ 音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語は実技試験を含みます
	養護教諭	○養護に関する専門試験	
③	個人面接(15分)	○受験者1人に対して面接委員3人による面接を行います	
④	適性検査	○受験票発送時に指定する期日内に、インターネット上で検査を行います ※ 受験票発送時に示す注意事項を必ず確認してください	
*	特別面接(15分)	○ポルトガル語又はスペイン語でのバイリンガル面接	

<第2次選考試験>

第1次選考試験合格者に対して以下の面接、レポート作成及び検査を行い、第2次選考試験合格者を決定します。

- ア 個人面接(受験者1人に対して面接委員3人による面接)
- イ 授業・保健に関する面接(受験者1人に対して面接委員3人による面接)
- ウ 学校教育に関するレポート(浜松市の教育に関するレポートの作成)
- エ 適性検査(1次選考試験結果発送時に指定する期日内に、インターネット上で検査を行います)
※ 特別の面接(離職再採用を希望する方のみ実施します)

7 併願受験

第1希望、第2希望両方の試験区分の受験資格があり、希望する方は、次の表の○で示す区分の併願受験をすることができます。

		第2希望試験区分			
		小学校教員	中学校教員	発達支援推進教員 (小学校)	発達支援推進教員 (中学校)
第1希望 試験区分	小学校教員		○	○	
	中学校教員	○			○
	発達支援推進教員 (小学校)	○			
	発達支援推進教員 (中学校)		○		

(1) 併願受験の際の試験項目

第1希望の試験区分の試験項目に、第2希望の試験区分の一部を加えて行います。

	第1希望の試験項目に加える第2希望の試験項目
第1次選考試験	第2希望の試験区分の「教科専門試験」又は「実技試験」を実施します。 ○ 小学校を第2希望とする方:教科専門試験(3教科) ・国語、算数は必須 ・社会、理科、音楽、図画工作、体育、家庭、外国語活動・外国語から1教科選択 ○ 中学校(国語、社会、数学、理科)を第2希望とする方:教科専門試験 ○ 中学校(音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語)を第2希望とする方:実技試験 ※ 発達支援推進教員区分を併願する場合は試験項目に加えるものではありません。
第2次選考試験	第2希望試験区分の「授業に関する面接」を実施します。

(2) 出願時の注意

採用時に配置を希望する順位で、第1希望、第2希望の試験区分を選択するようにしてください。
(中学校教員を選択する場合には、希望する教科を明確にしてください。)

8 加点申請

「(1)加点項目一覧」の①～⑬の項目のいずれかに該当する方で、出願時に申請をし(2)の加点申請に必要な条件を満たしている場合、第1次選考試験の得点に加点します。複数項目にわたる**加点の合計は20点を上限**とします。

(1)加点項目一覧

加点項目 *印は取得済みであることが申請条件となります。	加点対象となる試験区分					加点
	小学校 教員	中学校 教員	発達支援推進教員		養護 教諭	
	小学校	中学校	小学校	中学校		
① 小学校教諭と中学校教諭の普通免許状の両方を取得又は取得見込み	○	○	○	○	—	5
② 小学校教員受験者で、中学校教諭の普通免許状(英語)を取得もしくは取得見込み、又は以下の英語資格のいずれかを所有 ・実用英語技能検定 2級以上 ・TOEFL(国際教育交換協議会)IBT60点以上 ・TOEIC L&R(国際ビジネスコミュニケーション協会)600点以上(ただし、IPは除く) ※ TOEFL、TOEICの得点は、令和元年7月以降の得点に限る。	○	—	○	—	—	5
③ 中学校教諭複数教科普通免許状を取得又は取得見込み	—	○	—	○	—	10
④ ③に該当する方で、受験する教科以外に 音楽、美術、技術、家庭 の中学校教諭普通免許状を取得又は取得見込み	—	○	—	○	—	5
⑤ 司書教諭の資格を取得*	○	○	○	○	—	3
⑥ 特別支援学校教諭普通免許状取得又は取得見込み	○	○	○	○	○	10
⑦ 保健師又は看護師免許取得*	—	—	—	—	○	8
⑧ 公認心理師・臨床心理士の資格取得*	○	○	○	○	○	15
⑨ 「バイリンガル選考」の結果に応じた加点	○	○	○	○	○	0~10
⑩ 英語資格(以下のいずれかを所有)* ・実用英語技能検定 準1級以上 ・TOEFL(国際教育交換協議会)IBT 72点以上 ・TOEIC L&R(国際ビジネスコミュニケーション協会)785点以上(ただし、IPは除く) ※ TOEFL、TOEICの得点は、令和元年7月以降の得点に限る。	○	英語 受験者は 実技試験 免除	○	英語 受験者は 実技試験 免除	—	5
⑪ 幼稚園教諭普通免許状を取得又は取得見込み 保育士資格取得*(保育士資格は取得済みに限る)	○	—	○	—	—	3
⑫ 日本語教育能力検定試験(日本国際教育支援協会)に合格した者*	○	○	○	○	—	5
⑬ ICT教育関連資格(以下の資格に限る)* ・ITパスポート ・ICT支援員能力検定(上級を含む) ・教育情報化コーディネーター認定(1級~3級) ・Google認定教育者(レベル1~2、トレーナー)	○	○	○	○	○	1~3

(2)加点申請に必要な条件

ア 「志願票」の「加点申請」欄で加点項目の番号を選択してください。

イ 「免許状及び資格・合格証明書等の写し」を出願時に必ず提出してください。

※ 加点申請に関わる免許状が取得見込みの場合、出願時に写しを提出する必要はありませんが、免許状が取得できない場合は、合格した場合でも採用候補者名簿から削除する場合があります。採用候補者となったときに「免許状の写し」を提出してください。

9 出願

(1)提出物

各様式は<浜松市公式ホームページ>からもダウンロードできます。

【共通提出物】

以下の①～④を提出してください。(再採用希望教員選考の方を除く)

- ① 浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願票及び面接用シート(両面印刷)
- ② 受験票(受験番号は記入しない)
- ③ 受験票等返信用封筒(長形3号) **1枚**
※ 特別選考Aで受験される方は、**2枚**
- ④ 前掲3の受験資格の「必要とする免許状」の写し
※取得見込みの方は提出の必要はありませんが、取得できた時点で提出してください。
※免許状を更新又は延長申請した方は、その「証明書」の写しを必ず一緒に提出してください。

<受験票等返信用封筒の記入の仕方>

受験票を封入するため長形3号(12cm×23.5cm)に限ります。94円分の切手を貼り、上の図を参考にし作成してください。

【選考の種類ごとの提出物】

<提出物の種類>

- ㊦「テーマ作文」…別紙様式1
- ㊧「テーマ作文」…別紙様式1
- ㊨「テーマ作文」…別紙様式1
- ㊩「勤務実績証明書」(厳封)…別紙様式2

教諭又は養護教諭、任期付教員、臨時的任用の教員等として在職していた学校の校長に作成依頼をしてください。

- ㊪「大学等推薦書」

大学等に作成を依頼してください。大学等が作成し、提出します。

- ㊫「障がい配慮した選考申請書」…別紙様式3

- ㊬「再採用希望教員選考に係る取扱要項 志願書」…様式第3号
- 再採用希望教員選考の受験者は㊬のみ提出してください。

下の表を参照し、選考の種類と職業等から必要なものを提出してください。

選考の種類	職業等	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		学生	任期付教員 臨時的任用 教員等	県内教育 施設職員	国公立 小中学校教諭 養護教諭	官公庁	民間企業	自営業	無職	その他
一般選考		㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	㊬	㊭	㊮
特別選考A		㊦	㊧又は㊨	㊩又は㊪	㊫又は㊬	㊭又は㊮	㊯	㊰	㊱	㊲
特別選考B	ア	—	—	—	㊳	㊴	—	—	—	—
	イ	㊦	㊧又は㊨	㊩又は㊪	㊫又は㊬	㊭又は㊮	㊯	㊰	㊱	㊲
	ウ	—	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺
	エ	—	㊳	㊴	㊵	—	—	—	—	—
特別選考C		㊦と㊧	—	—	—	—	—	—	—	—
特別選考D		㊯	㊰	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
*バイリンガル選考		特別な提出物はありません								
障がい配慮した選考		それぞれの選考の種類に必要な提出物に㊫を加えてください								

※ 特別選考A又は特別選考B-イの該当者で、特別選考B-ウの条件のaからcを満たさない方は㊫を提出してください。

【加点申請に必要な提出物】

前掲「8 加点申請」を参照し、必要なものを提出してください。

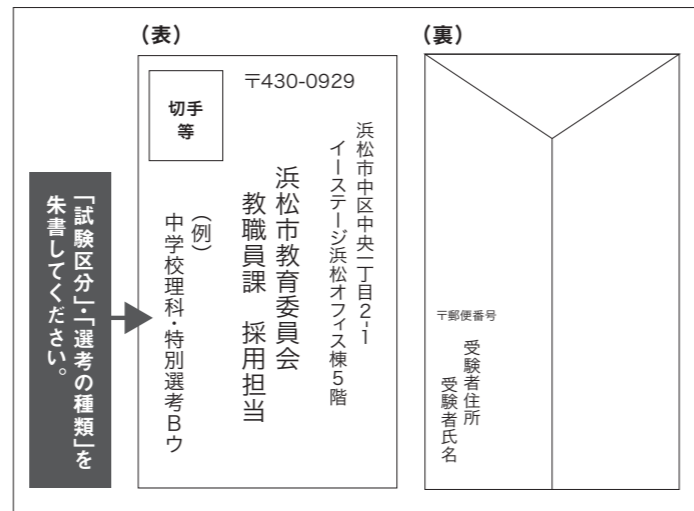
(2) 提出書類の提出の仕方

提出物(【共通提出物】及び【選考の種類ごとの提出物】、【加点申請に必要な提出物】)を角型2号封筒(24 cm × 33 cm)に封入し下の<提出方法>に従って提出してください。

<提出方法>

- ア 浜松市教育委員会教職員課に持参する方法
 - ◎受付時間 午前8時30分から午後5時15分
 - ※ 土、日曜日、祝日を除く
- イ 郵送する方法
 - ◎下の送付先に郵送してください。(郵送費自己負担)

<提出物郵送用封筒の記入の仕方>



《送付先》
〒430-0929
浜松市中区中央一丁目2-1
イーステージ浜松オフィス棟5階
浜松市教育委員会
教職員課 採用担当

ウ 特別選考Cの該当者は大学の担当者に提出してください。

10 選考試験の内容

(1) 第1次選考試験の日程及び内容

ア 第1希望が小学校教員区分、発達支援推進教員(小学校)区分の方、養護教諭区分の方

試験日	併願	○第2希望:中学校教員	
		国語、社会 数学、理科	音楽、美術、保健体育 技術、家庭、英語
7月3日 (土)	午前	教職・一般教養 又は 課題作文(60分)	
	昼	小学校教科専門(80分)	
	午後	午前で終了	昼食を持参
7月4日 (日)	終日	個人面接 ※ 受付時間、面接時間は1日目に通知します ※ バイリンガル選考受験者は、特別面接を加えて実施します	中学校教科専門(80分) 中学校実技(教科ごと)

イ 第1希望が中学校教員区分、発達支援推進教員(中学校)区分の方

試験日	併願	○第2希望:小学校教員	
		国語、社会 数学、理科	音楽、美術、保健体育 技術、家庭、英語
7月3日 (土)	午前	教職・一般教養 又は 課題作文(60分)	
		中学校教科専門(80分)	
	午後	午前で終了	小学校教科専門(40分)
		***	ここで終了 昼食を持参
7月4日 (日)	終日	個人面接 ※ 受付時間、面接時間は1日目に通知します ※ バイリンガル選考受験者は、特別面接を加えて実施します	中学校実技(教科ごと) *** 中学校実技(教科ごと)

(2) 第1次選考試験「筆記試験」の持ち物

- 各教科の共通持ち物:筆記用具
- 小学校:三角定規、コンパス
- 数学:三角定規、コンパス
- 理科:三角定規
- 技術:三角定規、コンパス、ものさし
- 美術:定規、コンパス、鉛筆
- 英語:英和辞典及び和英辞典の持ち込み可。電子辞書は不可。

(3) 「実技試験」の準備物及び留意事項等 ※準備物を忘れた場合、貸出等はない。

保健体育	実技試験は、器械運動(マット運動)、球技(ネット型、ベースボール型)、武道(柔道)の4種目全てを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「健康調査票」(浜松市公式ホームページからダウンロードしてA4判用紙に印刷)を記入し、筆記試験会場にて提出する。 ・ 実技ができる体操着及び運動靴(屋内)を各自で用意する。 ・ 体操着には胸と背の両方に、ゼッケン(20cm×20cmの白布に受験番号を黒書)を縫い付ける。 ・ 柔道着及びグローブ等の用具は不要である。
英語	英語によるスピーキングテストを実施する。 実技試験における英和辞典及び和英辞典の持込みは不可とする。
音楽	実技試験は、a、bの2つを実施する。 a ピアノ演奏 L.V.ベートーヴェン ピアノソナタ 第5番 ハ短調 Op10-1 第1楽章105小節まで(繰り返しなし。暗譜でもよい。なお、出版社は問わない。) <div style="text-align: center;"> </div> b 歌唱(無伴奏) 以下の中学校歌唱共通教材3曲のうち、当日1曲を指定する。受験者は無伴奏で、主旋律を歌う。(移調可。暗譜でもよい。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「早春賦」 吉丸 一昌作詞 中田 章作曲 1番のみ ・ 「浜辺の歌」 林 古溪作詞 成田 為三作曲 1番のみ ・ 「花」 武島 羽衣作詞 滝 廉太郎作曲 1番のみ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 持参するもの </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記a・bで使用する楽譜 (会場は、窓を開けて換気するため、演奏中に楽譜が飛ばないように工夫する。)
美術	水性の絵の具を用いた実技試験を実施する。(絵画・デザインいずれの表現にも対応できるように用意すること。)受験者は、制作に必要な用具を各自準備する。鉛筆、消しゴム、水性の絵の具、筆、パレット、筆洗(水入れ)、30cm以上の定規、雑巾、ゴミ袋、その他(絵画・デザイン表現に必要と思われる物)
技術	げんのう、両刃のこぎり、さしがね、台かんな、釘抜き、ラジオペンチ、ニッパ、電気はんだごて(20w~30w)、はんだを吸い取ることができるもの、三角定規、コンパス、ものさし、筆記用具、作業に適した服装を各自用意する。
家庭	裁縫用具一式(裁ちばさみ、チャコペンシル、まち針、縫い針、糸切りばさみ、ひも通し等)、エプロン、三角巾、ふきん3枚、台ふきん1枚を各自用意する。

11 期日及び会場

志願者数の状況や会場校の都合等により変更になる場合があります。必ず、公共の交通機関を利用して来場してください。

<第1次選考試験>

- (1) 期日 令和3年7月3日(土)筆記試験、実技試験
4日(日)個人面接
- (2) 会場 浜松市立佐鳴台小学校(浜松市中区佐鳴台三丁目31-1)
浜松市立佐鳴台中学校(浜松市中区佐鳴台三丁目32-1)

<第2次選考試験>

- (1) 期日 令和3年8月17日(火)個人面接
18日(水)授業・保健に関する面接及び学校教育に関するレポート
- (2) 会場 浜松市立上島小学校(浜松市中区上島一丁目21-1)

12 結果の発表について

合格者の受験番号を、イーステージ浜松オフィス棟5階掲示板に掲示するとともに、浜松市公式ホームページにも掲載します。(浜松市公式ホームページ→子育て・教育→教育→教職員等の採用・募集、教育実習)

<第1次選考試験> 令和3年7月30日(金)正午発表予定

<第2次選考試験> 令和3年10月1日(金)正午発表予定

※ 第1次選考試験で不合格となった方には、結果通知の発送時に簡易的な結果総合ランク(不合格者の中のランクをA、B、Cの三段階で表したもの)をお知らせします。

また、不合格となった方で個人成績の詳細について知りたい方には、合格発表以後1年間に限り、本人の申請に基づいてお知らせします。詳しくはお問い合わせください。

13 受験に際しての注意事項

- (1) 試験会場の詳細、集合時間等については受験票発送時に通知します。
- (2) 必ず公共の交通機関を使用して来場してください。混雑が予想されますので、時間に余裕をもって会場に到着できるよう心掛けてください。
- (3) 会場周辺の交通渋滞を防ぐため、自家用車等での送迎は認めません。また、会場周辺の商業施設等駐車場のタクシー等の降車も、当該施設の迷惑となるので行わないでください。
- (4) 身体等やむを得ない理由でタクシー等を利用する際には、事前にご連絡ください。会場内ロータリーへの乗り入れを認めます。
- (5) 各会場及び会場敷地内では、携帯電話、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は使用できません。電源は切っておいてください。
- (6) 暑い時期の試験となりますので、体調管理、水分補給等、各自で十分に行ってください。上着やネクタイ等の着用は必要ありません。
- (7) 各会場及び会場敷地内は全面禁煙です。

新型コロナウイルス感染症への対応として、試験の内容、日程、会場等が変更となることがあります。試験日の直前まで浜松市公式ホームページにてこまめにご確認ください。

<連絡・問い合わせ先>

浜松市教育委員会 教職員課 採用担当

電話 053-457-2414(午前8時30分～午後5時15分 土日祝を除く)

※試験の内容に関する問い合わせにはお応えできません。

Q&A ～よくあるお問い合わせ～

◆申し込み・試験について

Q1	受験票はいつ交付されますか?	A	6月上旬に、提出された返信用封筒を使い発送する予定です。詳細や適性検査に関する案内も送付します。6月10日(木)を過ぎても届かない場合は、問合せ先まで御連絡ください。
Q2	過去の問題は、見せてもらえますか?	A	過去3年間分の第1次選考試験、第2次選考試験の問題を公開しています。浜松市教育委員会教職員課の窓口のほか、浜松市役所市政情報室、浜松市各区役所区振興課(中区を除く)の窓口でも閲覧できます。
Q3	今回の試験で、正規採用教員(教諭)は希望せずに、任期付教員だけを希望して受験することは可能でしょうか?	A	可能です。一般選考、特別選考の選択もできます。試験の日程や内容に変わりはありません。
Q4	特別選考C(大学等推薦特別選考)で受験したいと考えていますが、どのようにすればよいでしょうか?	A	まずは、浜松市教育委員会が指定した大学等かどうかを大学担当者に確認をしてください。
Q5	インターネット上での適性検査は、どのように実施すればよいでしょうか?	A	適性検査の実施方法や実施期間については、受験票の交付時に通知します。インターネット上で期日までに必ず受検してください。
Q6	第2次選考試験の「授業・保健に関する面接」とは、どのような面接ですか?	A	授業に関する面接では、各校種・教科毎に与えられたテーマ(課題)に従って、授業計画を作成していただきます。その後、作成した授業計画をもとに、面接委員との面接に臨み、板書計画、授業のポイントなどを説明していただきます。保健に関する面接では、養護教諭として保健の授業や保健指導にかかわる場面での計画等を作成していただきます。
Q7	第2次選考試験の「学校教育に関するレポート」のポイントを教えてください。	A	浜松市の教育理念や推進する教育について理解を深め、小・中学校で担任又は養護教諭として勤務するとき、どのような教育実践ができるか、具体的に考えておくとういでしょう。
Q8	「発達支援推進教員」として採用された場合、通常の学級での学級担任や教科担任はできないのでしょうか?	A	主に、発達支援教育(特別支援教育)に携わることとなりますが、通常の学級での学級担任や教科担任を行わないというものではありません。

◆選考の種類・勤務履歴等について

Q9	私は、①～③の期間で欠員補充の臨時的任用の講師として勤務した経験がありますが、特別選考B-ウの条件に当てはまるでしょうか? ①令和元年6月6日から令和元年8月28日までA小学校 ②令和2年1月31日から令和2年3月1日までB小学校 ③令和2年7月2日から令和2年12月21日までC小学校	A	1日でも勤務すれば1か月と数えます。したがって①は3か月、②も3か月、③は6か月勤務したと数えますので「直近の2年間で通算12か月以上」の条件に当てはまります。
Q10	現在、他県の国公立高等学校(又は特別支援学校)で正規採用教員(任期のない)として勤務し、令和3年4月1日で3年目に入りました。今回、第1希望「中学校教員」と第2希望「小学校教員」で併願受験を考えていますが、特別選考B-アでの受験は可能でしょうか?また、この場合、「小学校教員」の試験を受ける必要はありますか?	A	必要とする免許状が取得又は取得見込みであれば、特別選考B-アでの受験が可能です。第1次選考試験において「中学校教員」「小学校教員」の両方に合格した場合、第2次選考試験では「中学校教員」の試験項目に加え、「小学校教員」の授業に関する面接を受けていただきます。
Q11	現在、他都市の中学校で正規採用教員(任期のない)として勤務し、令和3年3月31日で3年目が終了しました。そのうち令和元年9月21日から令和3年3月31日まで育児休業を取得しました。この場合、特別選考B-アでの受験は可能でしょうか?	A	特別選考B-アでの受験はできません。実務経験とは、令和3年3月31日までの勤務年数から育児休業、特別休暇、休職等の期間を引いた、実際に勤務した期間を指します。この場合の実務経験は1年6か月となり、特別選考B-アの条件を満たしません。
Q12	私は、対象となる任用形態の臨時的任用の教員等として、浜松市立小学校4校で合計2年6か月、浜松市立中学校1校で6か月の実務経験があります。小学校に比べ、中学校での実務経験の期間は短いですが、「中学校教員」を特別選考B-エで受験することは可能でしょうか?また、「小学校教員」を第2希望として併願受験する場合は、どのような試験を受ける必要があるのでしょうか?	A	特別選考B-エで受験するために必要な実務経験の期間は、勤務の連続・断続はもちろん、学校種も問いません。したがって、実務経験期間の少ない「中学校教員」での受験も可能です。ただし、第2希望を実務経験のない校種で併願する場合には、第2希望の校種の教科専門試験を受ける必要があります。